

## 学校生活の心得

学校生活の心得は、生徒諸君が本校の教育目標を良く理解し、より良い学校生活を送り、良い校風を築いて行くために必要な実践上の心得を示したものである。これらをよく理解して、本校生徒としての自覚と誇りを持ち、連帯と規律を基本においた生活習慣の確立を目指し、自主的、自律的な生活実践を通して自己の人間形成に努めよう。

### 1 学習とホームルーム

- (1) 生徒の生活の中心は学習にあり、常に将来の目標を見すえ、それを実現するために自主的、計画的、能率的に学習することが大切である。そのためには学校の授業を中心に、予習・復習を継続して行わなければならない。目標とはその上で達成されるものである。
- (2) 教室内は常に清潔を保ち、快適な学習環境を保持することに努めよう。また、教室では携帯電話、スマートフォン、飲食物等の授業に関係のない物品をかばんやロッカーにしまい、所定の席に着席して、先生の授業内容を静かに聞き、その理解が十分なものとなるよう努力しよう。
- (3) ホームルームは諸活動を展開して行く上での基本的な単位である。級友相互の人間的な触れ合いを通して信頼と友情を育み、また、連帯と規律を保持しながら、整然とした、しかも活気あるクラス作りに努力しよう。

### 2 登校・下校・出席・欠席等について

#### (1) 登校・下校

- ① 朝のホームルームは8:50より開始する。登校したら各自の教室に入り、授業の準備をしていること。
- ② 登校後の外出は認めない。ただし、やむを得ず外出する場合は、学級担任又は関係職員に届け出て許可を得なければならない。
- ③ 自動車、自動二輪車及び原動機付自転車による通学、および制服着用による乗車・同乗、登下校時間帯における学校付近での乗車は禁止する。ただし、自転車通学については、条件にかなう希望者には交通事情等を検討し許可をする。
- ④ 下校時刻は次の通りである。

3月1日～10月31日	一般生徒	17:00
	部活動生徒	18:30
11月1日～2月末日	一般生徒	17:00
	部活動生徒	18:00

上記の時刻以降に校内への居残りを希望する場合は、学級担任又は部顧問等関係職員に届け出て、指導を受ける。

(学校は19:00～19:30の間に閉鎖される)

- ⑤ 下校途中には、飲食店などに立ち寄らないで帰宅するように心掛ける。
  - ⑥ 登下校時には交通ルールを守る。乗物内では言動に注意し、他の人には迷惑をかけない。
- (2) 欠席(欠課)・遅刻・早退等

- ① あらかじめ欠席(欠課)・遅刻・早退等が明らかな場合は、保護者直筆で生徒手帳の諸届・許可欄により学級担任に届け出る。

- ② 事前の届け出をせずに欠席又は遅刻する場合は、始業時刻までに保護者が電話により学級担任に必ず連絡する。
- ③ 病気、事故等で長期にわたる欠席が予測される場合は、保護者が直接に学級担任に連絡する。
- ④ 早退の場合には所定の早退届を学級担任に届け出て、早退の許可を受ける。
- ⑤ 親族の死去により欠席する場合は、事前に学級担任に届け出る。ただし、忌引きは次の日数以内とする。(遠距離の場合は別途となる)
  - ア 父、母…………… 7日
  - イ 祖父母、兄弟姉妹…………… 3日
  - ウ 曾祖父母、伯(叔)父母…………… 1日

### 3 校内生活について

- (1) 互いに人格を尊重し、職員に対する礼儀をわきまえ、来客には礼を失しないように心掛ける。
- (2) 校舎内外の整頓美化に努め、気持ち良く学校生活ができる雰囲気、環境をつくる。
- (3) 学校の施設、設備、校具等の公共物は大切に扱う。誤って器物等を破損した場合は、必ず関係の教職員に届け出て指示を受ける。  
(破損した経緯や状況を確認し、場合により当事者が責任を持って弁償する。)
- (4) 所持品は華美を慎み、必ず学年、組、氏名を明記しておく。  
必要以上の金品及び学習に直接必要のないものは学校に持参しない。やむを得ず持参した場合は、学級担任等に一時保管を依頼する。
- (5) 遺失物、拾得物、又は盗難があった場合は、直ちに担任または担当職員(生活支援グループ)に届け出る。
- (6) 生徒間での個人的な金銭の貸借や物品の売買をしてはならない。
- (7) 放課後、最後に教室を出る者は、教室内を整頓し、戸締まり、消灯等に充分留意すること。

### 4 校外生活について

校舎内での生活はもとより、学校外においても、本校生徒として、また未成年者として良識と責任ある生活を営むこと。

- (1) 校内外を問わず、法律に反することをしてはならない。(飲酒、喫煙、薬物の乱用、暴力行為、非行など)
- (2) アルバイトを行う場合は、保護者の許可を得る。勤務時間は、夜10時までとし、帰宅時間が遅くならないようにする。
- (3) 運転免許の取得は保護者の承諾を得て行う。
- (4) 風紀上好ましくない飲食店、娯楽施設及び高校生として適当でない場所への立ち入りはしてはならない。
- (5) 夜間の外出、外泊はできる限り避ける。
- (6) 万一、事故等があったときには速やかに学校に連絡する。

## 5 服装等について

(1) 服装については、以下の本校服装規定による制服を着用する。

[服装規定]

### ○男子服装

上着…シングル2つボタンプレザー（紺）

白のワイシャツ

ズボン…ワンタックスラックス（グレー）

指定のネクタイ…ストライプ4本線（エンジ）

### ○女子服装

上着…シングル2つボタンプレザー（紺）

白のワイシャツ

スカート…前後各4本ヒダ（グレー）または制服用スラックス（グレー）

ベスト…U衿（グレー） ※準制服扱い、着用しなくても良い

指定のネクタイ・またはリボン…ストライプ4本線（エンジ）

- ① 上着としての長袖のセーター・カーディガンの着用は不可。ただし、制服（ブレザー）の下の着用は可。〔(5) 参照〕
- ② Yシャツは白色のみ。Tシャツは認めない。
- ③ 夏服着用期間および衣替え移行期間においては、襟のある白ポロシャツ（無地・ワンポイント）の着用を認め、略式としてブレザーおよびネクタイは着用しなくてもよい。ただし、ベスト・セーター・カーディガンの着用は、華美でない無地のもののみ着用可とする。〔(5) 参照〕
- ④ 制服に手を加えて変形したもの（太く、細く、長く、短くなど）は、本校の制服として認めない。
- ⑤ 服装指導において改善が見られない場合には、段階的指導、再登校指導など、別途指導を行うことがある。

(2) 休日に部活動等で登校する場合も制服を着用する。（私服での登下校は認めない。）

(3) 事情があつて制服を着用できない場合は、その理由を学級担任に申し出て「異装許可願」を提出し許可を得なければならない。ただし、許可を受けて私服になる場合、その色や形が華美でない高校生らしいものとする。

(4) 制服の所定の場所（男女共に左えり）に校章を必ず付ける。

(5) 防寒用としては、手袋、マフラー、セーター、コート類を着用しても良い。セーター又はベストを着用する場合は、Vネックで無地のものを、上着の下に着用する。

(6) 体育着については別に定める。

### (7) 履き物

- ① 登下校時の履き物は、登下校に適する履き物（革靴や運動靴など）とし、サンダル及び華美なものは認めない。
- ② 上履きは本校指定の学年色のものとする。
- ③ 体育館内での活動は指定の体育館用運動シューズを用いる。

(8) 頭髪は高校生として品位のある髪型とし、常に清潔を保つ。また、脱色、染色等は認めない。頭髪指導において改善が見られない場合には、再登校指導を行うことがある。

(9) 装身具（ネックレス、ペンダント、イヤリング、ピアス、指輪等）を身につけたり、化粧（マ

ニキュア、口紅等) 等高校生としてふさわしくない華美なものは避ける。

(10) 他校の指定バックは使用しない。

## 自転車通学について

### 1 規 定

自転車通学については、安全確保及び駐輪場のスペース等の事情から、原則として学校より2 km以上(目安として地下鉄上永谷駅)の者について、自転車通学を認める。

### 2 申し込み方法

- (1) 自転車通学許可願に必要事項を記入の上、学級担任を通して生活支援グループ自転車係に提出する。
- (2) 自転車の登録は毎年5月上旬までに行う。また、転居、通学方法等の変更が生じ、年度の途中で自転車通学を希望する場合は、追加登録として認める。

### 3 注意事項

- (1) 許可された場合には必ずステッカーを受け取り、所定の位置(自転車後部泥除け)に貼り付けること。
  - (2) ステッカーを紛失した場合には、直ちに学級担任又は生活支援グループ(自転車係)に届け出ること。
  - (3) 許可されていない自転車及びステッカーの無い自転車での通学は一切認めない。
  - (4) 登校した際には、必ず指定の自転車置場に置くこと。
  - (5) 鍵はチェーン式の鍵を含め2つ以上が望ましい。
  - (6) 常に自転車の整備点検を行い、交通法規を守り、安全運転に徹すること。特に二人乗り、夜間の無灯火運転、携帯電話とイヤホンの使用は絶対にしないこと。イヤホン以外は道路交通法により禁止されている。また、イヤホンについても、それにより外部の音が聞こえなければ、道路交通法違反となる。
  - (7) 万一の事故に備えて、必ず自転車保険に加入すること。
  - (8) ヘルメットを着用しての乗車が望ましい。
- ※ 以上の注意事項が守られない場合には、自転車通学を禁止することがある。